

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大仙市長 老松 博行



市町村名 (市町村コード)	大仙市 (5212)	
地域名 (地域内農業集落名)	協和地域  (協和地区(境、上淀川、下荒川、上荒川、上野、宮田、徳滝、牛沢又、落合、水沢、稲沢、芦沢、高寺、前沢、半仙、小平、岩瀬、湯野沢、本郷、船沢、西ノ向、合貝、君ヶ野、一ノ渡、中野、野田、宇津野、芋台、七袋、沢内、庄内、坊台、白岩、下夕村、上宿、千着、館野、古種沢、馬場、川口、土淵、逢田、沼ノ上、西、川原、中村、上野、福部羅、新田、大川端、中小種))	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月9日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢70.1歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域全体の担い手の確保を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を段階的に進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入や、大豆・飼料作物の団地化を進める。収益向上のため加工・業務用野菜、果樹、花卉等の拡大を進め、6次産業化や地域雇用への貢献を目指す。  
また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,502 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,502 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や法人および新規就農者を中心に集約化による面積拡大を基本とし、地域内農業者と調整しながら計画的に担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、中間管理機構を活用して農地のマッチングを図り、段階的に地域全体の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
上淀川地区、峰吉川地区については、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の推進に向けて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村、JA、中間管理機構、大仙市新規就農者研修施設と連携し、農業後継者のみならず農外からの参入者、地域内外からの多様な経営体に対し、栽培技術などの支援や農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない支援ができるようにする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAより作物栽培指導をいただく。

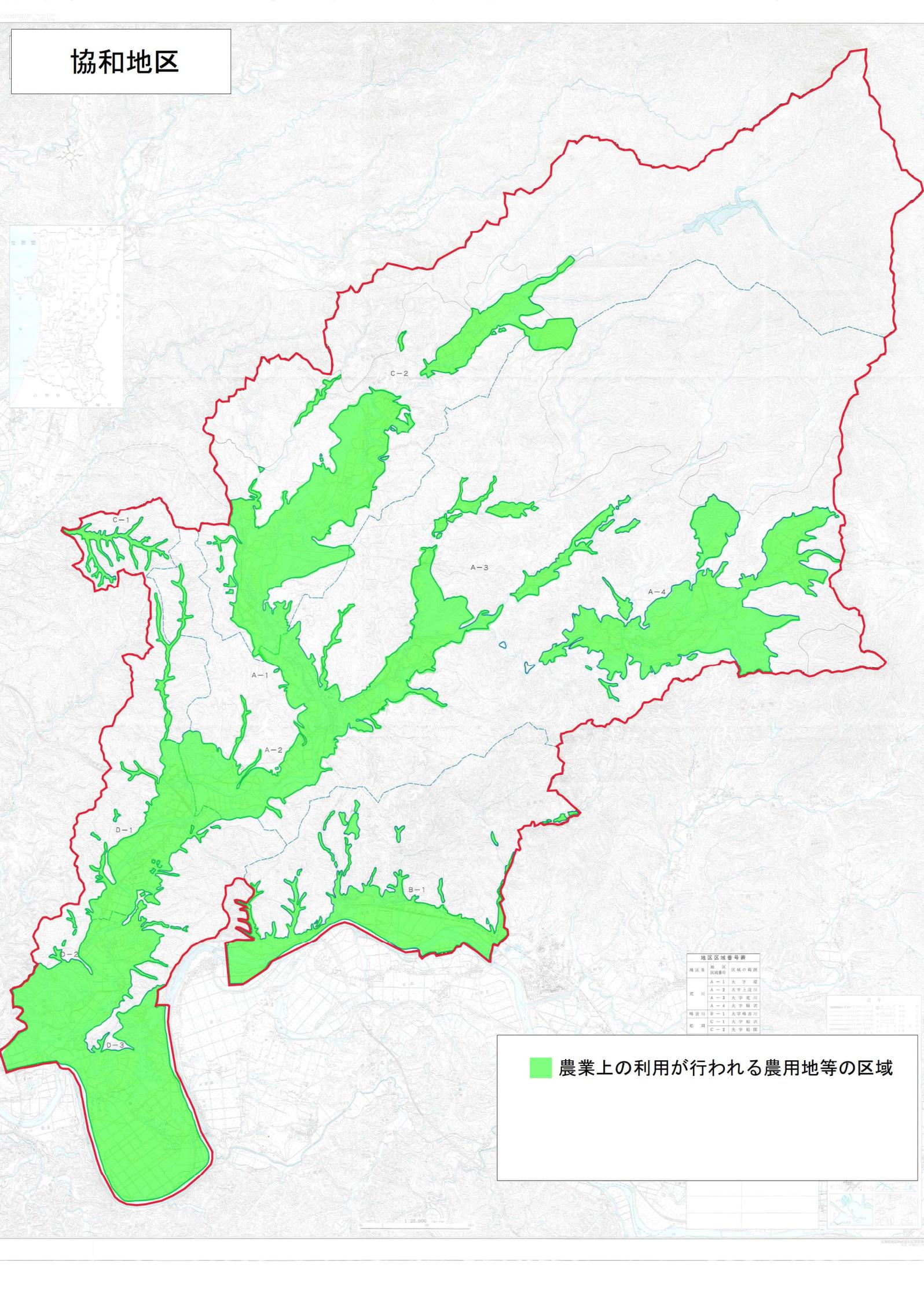
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ツキノワグマや小動物による農作物被害に対応するため、放置果樹の撤去や電気柵の設置を進める。
- ③GPS衛星等を活用したスマート農業機械や省力機械の導入を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金事業組織を中心に、地域内の保全管理を行っていく。
- ⑧土地改良区や多面的機能支払交付金事業組織を中心に、農業用施設の維持管理や長寿命化を実施していく。
- ⑨地域内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給できるよう耕作農家と畜産農家の連携を密にする。

# 協和地区



地区区域番号表	
地区名	協和地区
区域番号	協和地区
農地	A-1 大字盛 A-2 大字上盛 A-3 大字東川 A-4 大字新次
埴原川	B-1 大字埴原川
新川	C-1 大字新川 C-2 大字新川
新川	D-1 大字新川 D-2 大字新川 D-3 大字新川

■ 農業上の利用が行われる農用地等の区域

1:25,000